



島根県報

令和7年12月9日(火)
号外 第111号
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告示】

道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用開始	(〃)	3

告示

島根県告示第632号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年12月9日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	314号	仁多郡奥出雲町三成594番2地先から同地先まで	前	メートル 28.04～ 37.49	メートル 30.58	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	37.49～ 117.60	30.58		
県道	松江鹿島美保関線	松江市鹿島町名分字鵜灘790番1地先から同1517番9地先まで	前	10.94～ 12.39	85.73	松江県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	11.07～ 55.28	85.73		

島根県告示第633号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年12月9日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	出雲市美談町436番4地先から同町429番25地先まで	メートル 130.00	令和7年 12月9日	出雲県土整備事務所	
県道	木次横田線	仁多郡奥出雲町郡1467番1地先から同390番3地先まで	メートル 178.50	令和7年 12月9日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	